主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人川又武男の上告理由第一の第一点について。

上告人が原審までに、本件債務について商法五二二条所定の消滅時効のみを援用 していたことは、記録に徴して明らかであり(訴状においては特に時効期間を明示 していないけれども、その後、被上告人の時効中断の主張にかんがみ、商事時効を 主張することを明らかにしたものと認められる。)、原審が民法一六七条所定の時 効につき判断しなかつたのは相当であつて、所論の違法はない。論旨は採用することができない。

同第一の第二点について。

所論利息制限法の制限超過ないし潜脱の主張は、上告人において撤回したことが、 記録に徴して明らかであるから、原判決に所論の違法はなく、諭旨は採用すること ができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

Ξ		武	田	下	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
_		盛		岸	裁判官
夫		康	上	岸	裁判官